

4

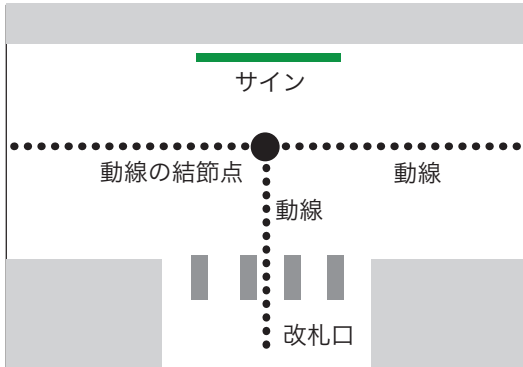
設置基準

- 4-1 設置位置
- 4-2 高さと表示の向き
- 4-3 設置の集約化

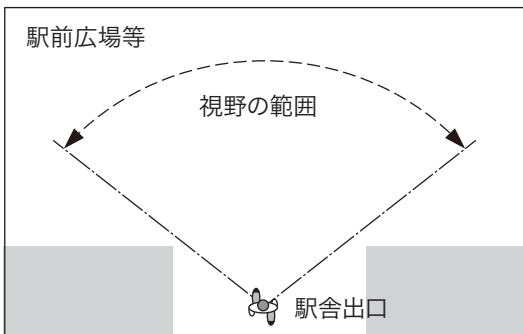
4-1 設置位置

サインの存在が一見してわかる場所で、通行の支障にならないよう設置する。

- 1 動線の結節点に設置する。
- 2 人通りの多いところでは、植栽帯の中など特に通行の支障にならず、サインを見つけやすい場所に設置する。



動線の結節点に設置する。



良好な顕在性が確保できる位置に設置する。

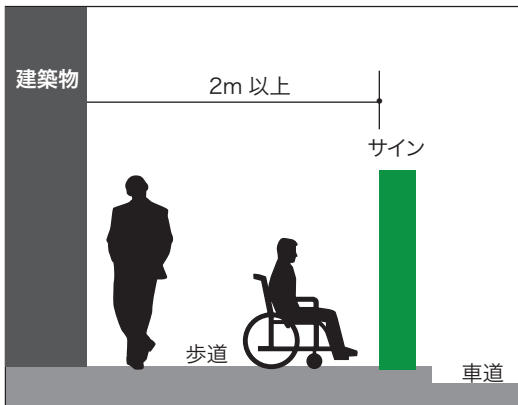
- 3 街路樹や広告物によって隠れたり、埋没したりしない場所に設置する。
- 4 歩行者が通行する路上に設置する場合は、車いす利用者が通行でき、利用しやすいように原則として2m以上の幅を確保する。
- 5 視覚障害者のための点状ブロック、線状ブロックを妨害しないよう注意して設置する。



人通りの多いところでは、植栽帯の中などに設置する。



街路樹や広告物によって隠れたりしない場所に設置する。



車いす利用者が通行でき、利用しやすいように原則として2m以上の幅を確保する。

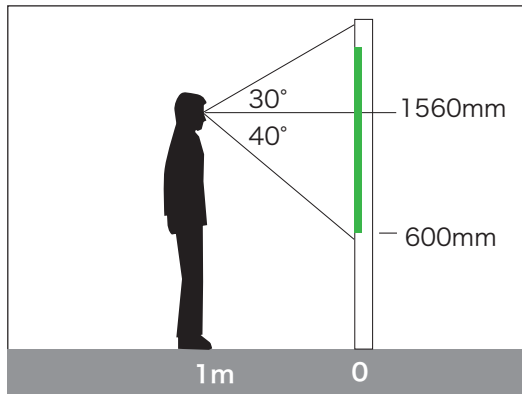
4-2

4-2 高さ と 表示の向き

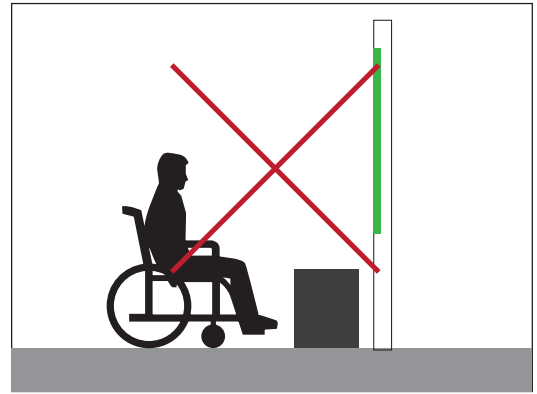
高さ

サインの表示面は利用者が見やすい高さに設定する。日本人の平均的な視点の高さは健常者の立位で1560mm、車いすの利用者は1175mmとされている。(公共交通機関の旅客設置に関する移動円滑化整備ガイドライン/旅客設置編)

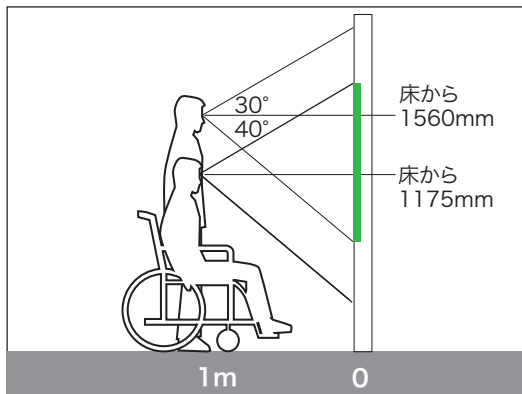
- 1 床から600mmまでは、見にくくなるので、表示面として使用しない。
- 2 表示面は健常者の見やすさと車いす利用者の見やすさの両方を考慮した高さを設定する。
- 3 近づいて確認する必要がある地図などを表示する場合は、車いすが近づけるような配慮が必要。
- 4 歩行者が通行する頭上に設置する場合は、路面から2.5m以上あける。



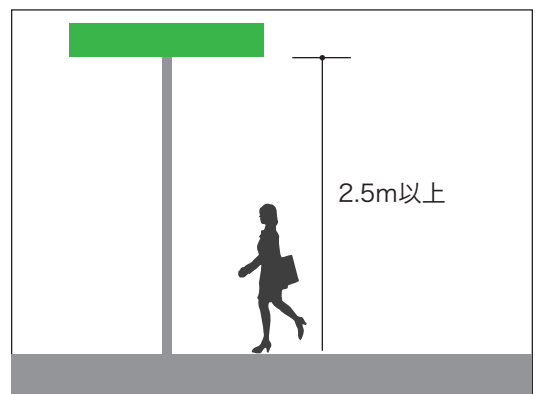
床から600mmまでは使用しない。



車いすが近づける配慮が必要。



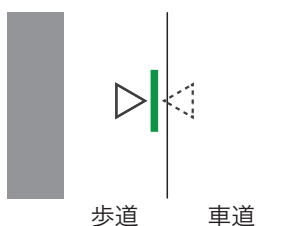
健常者の見やすさと車いす利用者の見やすさの両方を考慮した高さにする。



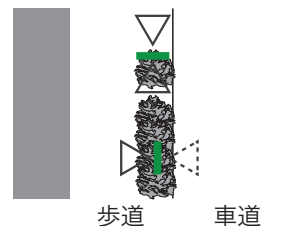
2.5m以上の位置に設置する。

表示の向き

●歩車分離された歩道上
歩道の歩車境界寄りに設置。
表示面は道路に平行に向ける。



●植栽帯・施設帯がある歩道上
表示面を道路に垂直あるいは平行に
設置してもよい。但し、垂直方向に設置
する場合、サイン本体が歩行空間を阻
害することのないよう考慮する。



●歩車分離のない道路上
敷地境界寄りに設置。
表示面は道路に平行に向ける。

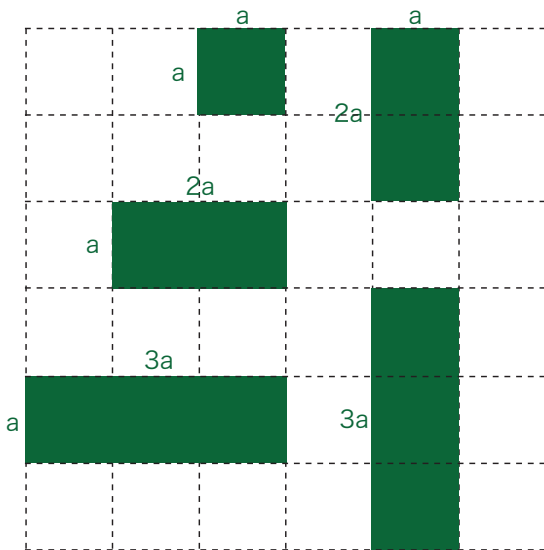


— サイン ◁ 視認方向 ◁ 自動車からの視認 ■ 敷地

4-3 設置の集約化

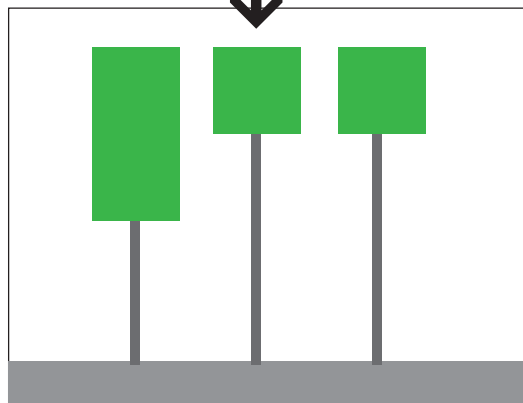
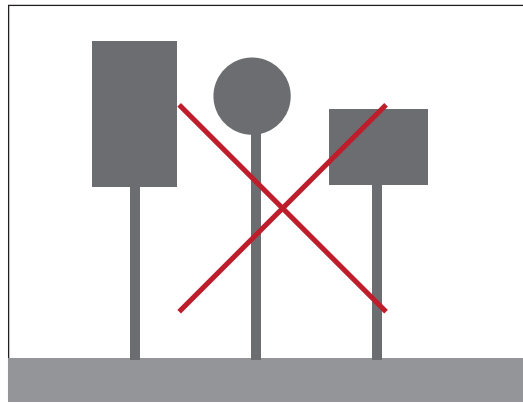
まちの中にはさまざまなサインが設置されている。サインの乱立はまちの景観を乱すだけでなく、情報が伝わりにくい原因にもなっている。複数のサインを集約して表示することにより、すっきりとしたまち並みと効果的な表示が可能になる。

- 1 隣接して複数のサインが設置される場合は、設置事業者間の調整で、「共存」と「共架」を基本とする。
- 2 「共架」する場合はできる限りサイズとサイズ比を統一したサインとする。
- 3 「共架」が難しい場合もできる限りサイズとサイズ比を統一したサインとする。

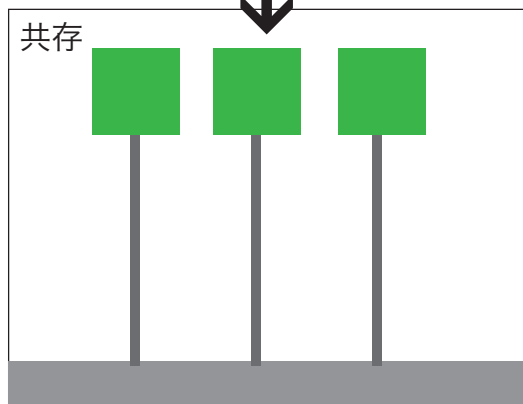


サイズ比の統一の考え方

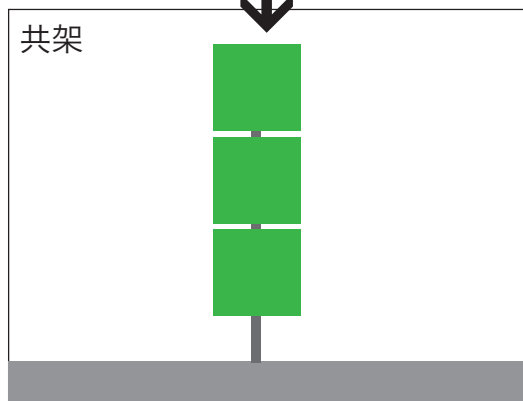
- 1 aサイズを設定する。
- 2 縦横の寸法をできる限りaサイズの倍寸法に調整する。



サイズ比を調整して統一感を出す。



サイズとサイズ比を調整してさらに統一感を出す。



サイズとサイズ比を統一し、共架をする。